

伊丹市簡易耐震診断推進事業実施要綱（平成17年10月制定）

（目的）

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する住宅（国、県、市町及びその関係機関が所有する住宅を除く。以下「住宅」という。）の所有者が当該住宅の簡易耐震診断を希望する場合、伊丹市が耐震診断技術者を派遣して簡易耐震診断を実施し、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 簡易耐震診断 建築物の地震に対する安全性を簡易な方法で評価することをいう。
- (2) 簡易耐震診断推進事業 次条に規定する対象住宅について、本市が簡易耐震診断に関する事業計画を定め、耐震診断技術者を派遣し、簡易耐震診断を行うことにより、住宅の地震に対する安全性の向上を図る事業をいう。
- (3) 戸建て住宅 一敷地に独立して建てられた一戸の住宅をいう。
- (4) 共同住宅 複数の住戸が一棟に建築された住宅で、廊下・階段など複数の住宅世帯が使用する共用部分を有するものをいう。
- (5) 長屋住宅 壁を接して、または共有して複数の住戸を並べて建てた一棟の住宅をいう。
- (6) 耐震診断技術者 兵庫県簡易耐震診断推進事業実施要領第2条第2号で掲げる簡易耐震診断員で、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項による建築士事務所に所属する者をいう。ただし、建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物についての耐震診断は、それぞれ当該各条に規定する建築士によるものとする。
- (7) 管理者等 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第25条に規定する管理者及び第49条第1項に規

定する理事をいう。

(8) 建築 建築物を新築し，増築し，又は改築することをいう。

(対象となる住宅の要件)

第3条 耐震診断技術者を派遣する対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は，次の各号に掲げる要件に該当するものとする。ただし，第2号イに該当する場合にあっては，昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工された部分を対象住宅とする。

(1) 昭和56年5月31日以前に建築に係る工事に着工されたもの。

(2) 昭和56年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたものにあつては，次のア又はイのいずれかに該当するもの。

ア 平成17年5月31日以前に増築又は改築に係る工事に着工されたもの。

イ 平成17年6月1日以降に増築又は改築に係る工事に着工されたもののうち，当該増築又は改築に係る部分がそれ以外の部分とエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接しており，かつ，増築又は改築に係る部分の床面積の合計が基準時（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条第1項に規定する基準時（建築基準法（昭和25年法律第201号）第20条に係る部分に限る。）をいう。）における延べ面積の20分の1（50平方メートル）を超える場合にあつては，50平方メートル）を超えないもの。

(3) 延べ面積の過半を超える部分が居住の用に供されているもの。

(4) 次に掲げる工法以外で建てられたもの。

ア 枠組壁工法

イ 丸太組工法

ウ 建築基準法第38条に規定する認定工法

(5) 原則として，建築基準法に適合しているもの。

(6) 簡易耐震診断を受けようとする年度から起算して過去10年以内に本市が行った簡易耐震診断推進事業の適用を受けていな

いもの。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するものについては、この限りでない。

ア 震度 5 弱以上の地震の被害を受けたもの

イ その他の自然災害の被害を受けたもので、かつ、市長が必要と判断するもの

(7) 申込者以外に所有権、借家権等の権利を有している者（以下、「権利者」という。）が存する場合にあつては、原則として、耐震診断を受けることについて当該権利者全員の同意が得られているもの。

(8) 建物の区分所有等に関する法律が適用される共同住宅等については、簡易耐震診断の申込み及び実施について同法第 3 条の規定に基づく管理組合の議決等を経たもの。

（事業の内容）

第 4 条 市長は、対象住宅の所有者又は管理者等からの申込みを受けた場合は、予算の範囲内で、当該申込みに係る住宅について申込者が選定する耐震診断技術者を派遣して簡易耐震診断を行う。

（申込手続）

第 5 条 簡易耐震診断を受けようとする所有者又は管理者等は、兵庫県が定める耐震診断技術者名簿から耐震診断技術者を選定し、簡易耐震診断申込書（様式第 1 号の 1 から様式第 1 号の 3。以下「申込書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 管理者等が申込みをする場合 簡易耐震診断の申込み及び実施に関する証書（様式第 1 号の 4）

(2) 長屋住宅の申込みをする場合 簡易耐震診断の申込み及び実施に関する同意書（様式第 1 号の 5）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申込みを行おうとする者は、申込みの際に別表に定める負担金を市に納付しなければならない。

（簡易耐震診断の実施の決定）

第6条 市長は、申込書を受理したときは、当該申込みの内容を審査し、耐震診断の実施を決定したときは、簡易耐震診断実施決定通知書（様式第2号の1又は2号の2）により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、第1項に規定する審査の結果、耐震診断技術者を派遣しないことを決定したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施要件不適合通知書（様式第3号の1又は様式第3号の2）により当該申込者に通知するものとする。

（簡易耐震診断技術者の派遣の依頼）

第7条 市長は、前条第1項の規定により簡易耐震診断の実施を決定した対象住宅について、速やかに市長が指定する団体に申込人が選定した耐震診断技術者の派遣を依頼するものとする。

（簡易耐震診断の実施）

第8条 市長が指定する団体は、市長から依頼のあった住宅について耐震診断技術者を派遣して簡易耐震診断を実施し、診断結果を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の診断結果の報告があったときは速やかに申込者に診断報告書を送付するものとする。

（簡易耐震診断の取止め）

第9条 申込者は、決定通知を受けた後、事情により簡易耐震診断を取り止めようとするときは、すみやかに簡易耐震診断実施決定辞退届（様式第4号の1から4号の3）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 管理者等が届出する場合 簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する証書（様式第4号の4）

(2) 長屋住宅の場合 簡易耐震診断実施決定辞退の届出に関する同意書（様式第4号の5）

(3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の簡易耐震診断の取止めの届出があった場合において、当該届出の日が簡易耐震診断の実施の前日であるときは、市長は第5

条第2項の規定により納付された負担金を申込者に返還する。

(簡易耐震診断の取消し)

第10条 市長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、耐震診断技術者の簡易耐震診断の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申込その他の不正の行為により簡易耐震診断の実施の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき簡易耐震診断の決定を取り消したときは、その理由を付して、簡易耐震診断実施決定取消通知書(様式第5号の1から5号の2)により当該申込者に通知するものとする。

3 前項の場合において、簡易耐震診断の実施の日以後においては、第5条第2項の規定により納付された負担金は返還しない。

(守秘義務等)

第11条 耐震診断技術者は、簡易耐震診断に関し職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 耐震診断技術者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 申込者に対し、不必要な診断、設計及び工事を勧めること。

(2) 簡易耐震診断を他に委託し又は請け負わせること。

(3) その他耐震診断技術者としてふさわしくない行為を行うこと。

(細則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月17日から施行する。

(廃止)

2 この要綱は、平成28年3月31日までに廃止するものとする。

(伊丹市わが家の耐震診断推進事業実施要綱の廃止)

3 「伊丹市わが家の耐震診断推進事業実施要綱」は廃止する。

付 則

この要綱は、平成 21 年 8 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 26 日から施行する

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する

付 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 5 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 11 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 18 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 27 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 17 日から施行する。

別表（第5条関係）

耐震診断経費 一棟あたり

建物・構造種別		No	申請者負担金	
戸建住宅	木造	1	3,150円	
	非木造	2	6,350円	
長屋住宅	木造	3	6,350円	
	RC造	1棟目	4	21,700円
		2棟目以降	5	15,500円
	鉄骨造	1棟目	6	11,400円
		2棟目以降	7	7,950円
共同住宅	木造	8	6,350円	
	RC造	図面有り	9	21,700円
		図面なし	10	32,100円
		2棟目以降	11	15,500円
	鉄骨造	1棟目	12	11,400円
		2棟目以降	13	7,950円